

かわさき 労働情報

Kawasaki Labor Information

2023

4

NO.2148

特集

- スタートから10年が経過した無期転換制度の課題について
- 中小企業のブランディング
- 中小企業を融資で応援！
- 多様な人材の働きやすい環境づくり支援を受けて

川崎市からのお知らせ【P.9～】

今月のトピックス【P.12～】

- 月 60 時間を超える時間外労働の割増賃金率が引き上げられます
- 県立東部総合職業技術校(かなテクカレッジ東部)からのお知らせ

労働団体活動レポート【P.13】

主要労働経済指標【P.14】

労働相談Q&A【P.15】



労働情報をウェブで見るとは？

川崎市ホームページ

「事業者・就労支援情報」

「事業者・就労支援の各種情報」

「事業者向け情報」

「かわさき労働情報」



スタートから10年が経過した無期転換制度の課題について

法政大学法学部教授 沼田 雅之

1. はじめに

無期転換制度が施行されてから10年が経過しました。これを前に、大学や研究機関に所属する有期雇用の研究者らの多くが、無期転換制度の適用前に雇止めされるのではないかと、との報道がなされています。また、通常の労働者の場合についても、無期転換前に雇止めされた事案の裁判の判決が相次いでいます。これを機に、あらためて無期転換制度の概要を説明するとともに、制度上の課題についてご案内したいと思います。

2. 無期転換制度導入の背景

そもそも**無期転換制度とはなんでしょうか**。一般的にいうと、正規労働者に比べ、非正規労働者は雇用が不安定であるとされています。その原因の一つとして、非正規労働者の場合、1か月や1年など期間の定めのある労働契約(有期労働契約)が締結されていることが多いことが指摘されています。なぜなら、この場合、形式的には契約期間の満了により雇用は自動的に終了するからです。とくに使用者側から有期労働契約を更新せず、雇用関係を終了させることを「雇止め」といいますが、この雇止めは、解雇ほどの規制がないのです。

非正規労働者の実態は、何度も有期労働契約が更新され、長期に雇用されていることが多いとされています。とはいえ、こういった場合でも有期労働契約という不安定さが解消するわけではありません。雇止めがなされることに不安を覚え、非正規労働者が正当な権利行使を差し控える場合もあるとされています。

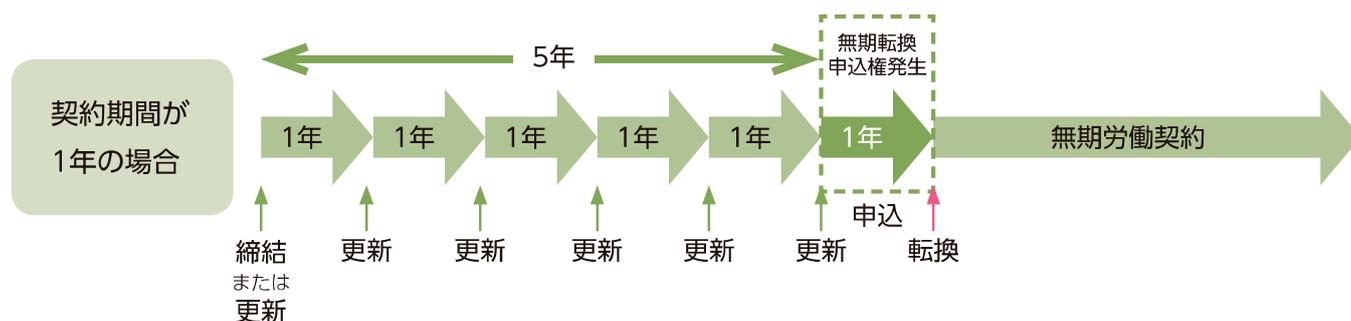
そこで、2012年の労働契約法の改正により新たに導入されたのが無期転換制度です。無期転換制度は、一定の条件を満たせば、労働者の意思により有期労働契約から無期労働契約に転換することを認め、これにより「**有期労働契約の濫用的な利用を抑制し労働者の雇用の安定を図ること**」(厚生労働省の通達)という目的があるとされています。

3. 無期転換制度とは？

導入された無期転換制度とは、同一の使用人との間に締結された有期労働契約が、①**1回以上更新されていること**、②**通算の契約期間が5年を超えていること**、以上の2つの条件を満たした有期労働契約労働者が希望すれば、その申込によって有期労働契約から無期労働契約に転換します(労働契約法18条)。無期労働契約に転換するのは、申込を行った有期労働契約の満了日の翌日からとなります。なお、使用者は、この労働者の申込を拒めません。この無期転換申込権は、権利が発生した有期労働契約の期間中にのみ有効ですので、期間が満了する前に権利を行使する必要があります。そして、労働契約の期間を除き、原則として無期転換後も同一の労働条件となります(就業規則等で別な労働条件を適用することも可能です)。

なお、大学や研究開発法人等の研究者・教員等は、②の条件が「**通算の契約期間が10年を超えていること**」となります。通算契約期間の計算は、2013年4月からスタートしています。このため、2023年4月(10年経過)を前に、研究者等の雇止めが問題となっているのです。俗に「2023年問題」とも言われています。また、高度専門職や定年後に再雇用されている高齢者についても例外があります。

【有期労働契約1年を更新してきた場合の無期転換】



※厚生労働省「無期転換ルールハンドブック」より

4. 無期転換逃れ？

非正規労働者の雇用の安定が図られると期待された無期転換制度ですが、この制度の適用を回避しようとする企業側の動きもあります。

(1) 権利発生前の雇止め

無期転換制度の適用を回避するために、権利が発生する直前に雇止めをする場合が考えられます。有期労働契約の場合、形式的には、契約期間の満了により雇用は自動的に終了すると説明しました。しかし、一部の雇止めには、解雇に準じた保護が及ぶことがあります(労働契約法19条)。つまり、**i) 契約期間の定めがない状態と実質的に同一である場合と、ii) 反復更新等によってある程度の雇用継続が期待される場合**の雇止めは、その雇止めに客観的に合理的な理由がなく、社会通念上相当であると認められないときには、有期労働契約が更新したものと扱われます。とくに、ii) は、**更新回数、通算勤続年数、職務の継続性、更新を期待させる使用者の言動**(「ずっと働いてもらう」等)、**更新手続き**(会社に印章を預けていて、それを会社側が押印している等)、**これまでの実績**(同種の労働者は雇止めされたことがない等)が総合的に考慮されます。

通常の労働者の場合は5年間、特例が適用される研究者等は10年間の有期労働契約を反復更新し、継続勤務していれば、通常は「**ある程度の雇用継続が期待される場合**」と判断されることになるでしょう。

つまり、無期転換制度の適用を回避する目的だけで雇止めされる場合、客観的に合理的な理由がある場合とは判断されないことになるでしょう。実際、無期転換制度が適用される直前の雇止めを「無効」とした裁判例があります(公益財団法人グリーントラストつうのみや事件・宇都宮地裁令和2年6月10日判決)。

また研究者等、特例が適用される労働者の雇用不安に対する懸念が高まっていることから、文部科学省は「無期転換ルールの適用を意図的に避けることを目的として、無期転換申込権が発生する前に雇止めや契約期間中の解雇等を行うことは、労働契約法の趣旨に照らして望ましいものではない」(令和4年11月7日付4文科科第556号)として注意喚起を行っています。



(2) 「不更新条項」の設定

無期転換申込権発生直前の雇止めと同種の対応ですが、「不更新条項」を設定するという方法もあります。不更新条項とは、例えば「雇用は、更新しても最長5年間まで」というように、あらかじめ更新上限を設けることをいいます。こういった更新上限の合意をすること自体は違法ではありません。しかし、このような合意は、有期労働契約を締結する労働者にとって一方的に不利な条件となります。よって、この合意が労働者の真意に基づいたものかどうか厳格に判断されます。

例えば、当初は更新上限に関する合意はなかったものの、契約更新時に新たに更新上限が設けられた事件で、裁判所は「不更新条項が記載された雇用契約書への署名押印を拒否することは、原告にとって、本件雇用契約が更新できないことを意味するのであるから、このような条項のある雇用契約書に署名押印をしていたからといって、直ちに、原告が雇用契約を終了させる旨の明確な意思を表明したものとみることが相当ではない」として、労働契約が合意によって終了したものは認められないとしています(博報堂事件・福岡地裁令和2年3月17日判決)。

問題は、**採用の当初から更新上限に関する合意があった場合**です。これに関して、「使用者が、一定期間が満了した後に契約を更新する意思がないことを明示・説明して労働契約の申込の意思表示をし、労働者がその旨を十分に認識した上で承諾の意思表示をして、使用者と労働者とが更新期間の上限を明示した労働契約を締結することは、これを禁止する明文の規定がない」ことや、労働条件や契約更新について何らかの期待を形成する以前の合意であること等を理由として、労働契約の更新拒絶(雇止め)を無効とすることはできないとした判決があります(日本通運事件・東京高裁令和4年9月14日判決)。もちろん、これは最高裁判決ではないので、この問題が決着したわけではありません。そもそもこのような対応は、「**有期労働契約の濫用的な利用を抑制し労働者の雇用の安定を図ること**」という無期転換制度の趣旨とは相容れない対応だといわなければなりません。一定の対応が求められていると言えます。

5. さいごに

不更新条項の問題に対して、政府も対応策を検討しています。例えば、通算契約期間または有期労働契約の更新回数について上限を定める場合には、その理由を労働者に説明することを義務づけるという方向性が確認されています。しかし、この対応は、早くても2024年4月からとなりそうです。よって、無期転換制度については、しばらくはさまざまな問題が発生すると思います。

採用される際には、これらの条件をしっかりと確認していただきたいと思います。また、不当な雇止めがなされたと考える場合は、川崎市や神奈川県「労働相談窓口」を利用してください。

事業主の皆さま、無期転換後の労働者に対して、職務や地域を限定した正社員と扱うという制度を導入した企業もあります。厚生労働省の「有期労働者の無期転換ポータルサイト」(<http://muki.mhlw.go.jp/>)を参考にするなど、法の趣旨に即した対応をお願いします。

皆さまは、自社のブランディング (=ブランドを創ること) を考えたことはありますか? 「ブランドって高級品のことでしょ。」とか「ブランドって自分で創るものなの?」などと思った方も多いかと思います。今回は、いわゆる「高級品のブランド」ではなく、経営戦略に活用できる概念と、働き方にも波及が期待される効果について、お話ししたいと思います。



1. 「ブランド」とは?

まず、「ブランド」と言われて思いつくものは何でしょうか?例えば、「トヨタ」や「サッポロビール」、「Apple」など会社名を思い浮かべた方や、「レクサス」や「エビスビール」、「iPhone」など商品名が出てきた方もいらっしゃるかと思います。会社名は**コーポレートブランド**と呼ばれ、言わば家風であり、商品名は**プロダクトブランド**と呼ばれ、会社の子どもたちに相当します。また、「鎌倉野菜」や「京浜工業地帯」、「シリコンバレー」など、地域名のついたブランドもあり、これらは**地域ブランド**と呼ばれ、町おこしに活用している自治体もあります。さらに最近では、ユニクロの「ヒートテック」やSHARPの「プラズマクラスター」、SUBARUの「アイサイト」など、目に見えない技術を見える化した**技術ブランド**も認知度が高まっています。「ブランド」とは、高級品や一流品を示す意味で使われることが多いですが、従来はマーケティング用語であり、「ある財・サービスを、他の同カテゴリーの財やサービスと区別するためのあらゆる概念 (出典: フリー百科事典『ウィキペディア (Wikipedia)』)」のことを意味し、近年その捉え方が広がってきています。

2. 「ブランド」の考え方の変化

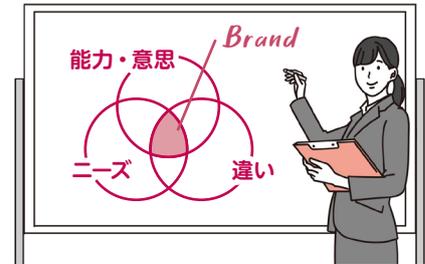
さて、この「ブランド」ですが、1980年代の半ばを境に、考え方が変わってきました。それ以前は、「ブランド」はプロモーション (広告・販売促進戦略・PR・人的販売) の一部であり、「ブランドをマネジメント」していました。そのため、内容としては、ロゴマークやシンボルマークの作成、凝ったネーミングやデザインといった、ブランドプロモーションの位置づけでした。しかし、1980年代後半になると、「ブランド」そのものが**企業の資産**という考え方になり、「ブランドでマネジメント」する**経営戦略そのもの**との位置づけに変化してきました。

	Before (～1980年代前半)	After (1980年代後半～)
考え方	「ブランド」は プロモーション の一部 (広告・販売促進戦略・PR・人的販売)	「ブランド」は 企業の資産
マネジメント	ブランド 「を」 マネジメントする	ブランド 「で」 マネジメントする
内容	・ロゴマーク、シンボルマーク ・ネーミング ・デザイン ・イメージ ・プロモーション など	経営戦略そのもの 「ブランドコンセプト (ブランド理念)」に沿ったすべての事業活動
位置づけ	ブランドプロモーション活動	ブランド経営 (上記内容+マネジメント)

3. ブランディングの方法

ところで、皆さまの会社の経営理念は何でしょうか? 「自社の製品で笑顔を増やしたい。」や「安心・安全な社会を目指して」など、そこには経営者の思いが詰められていることと思います。その経営理念を基に、具体的な事業活動に落としていくことが経営戦略であり、「誰に」「何を」「どのように」提供して収益を上げていくかを策定していると思います。また、競争優位性を築くために、自社の「強み」による差別化戦略を取っている企業も多いことでしょう。これらは、ブランディングに必要な以下の3条件と重なります。つまりどんな企業でもこの3条件を満たせば、ブランディングは可能です。

- 条件
- ①能力・意志がある：経営理念
 - ②社会・顧客ニーズに対応している：訴求ポイント
 - ③他との違いがある：強み=自社らしさ (=ブランドコンセプト)



ブランディングの基本方針は、この**自社らしさ (=ブランドコンセプト)**を抽出すると共に、**それに基づいた事業活動**を展開することです。例えば、SUBARUは、自社の技術ブランドである運転支援システム「アイサイト」を、すべての自社乗用車に搭載する、という事業活動を実施しています。

ブランディングの結果、企業として「何をすべきか」、また「何をしてはならないか」の判断基準が明確になります。また、顧客への対応方法で、「ああ、この会社らしいね。」と思われ、外部からも内部からも選ばれる唯一無二の存在になることができます。さらに、従業員が自社のブランディングに共感・共鳴することで、外部から選ばれる誇り、内部から生まれる活力や仕事のやりがいにより、従業員の家族を含め周囲の人達の心身に健康をもたらす、といったさまざまな効果も期待されています。

4. 実施例

現在放映中のNHK連続テレビ小説「舞い上がれ!」はご存知でしょうか? 主人公はパイロットになる夢を持ち、それに向けて邁進しますが、さまざまな困難に出会いながらもそれらに立ち向かって上昇していく、という内容です。この主人公の実家は、東大阪で特殊ネジや自動車部品を製造する工場を営んでいます。この会社ですが、1980年代に、父親が2代目社長に就任し、経営危機を乗り越え、2000年代初頭に「株式会社 IWAKURA」に商号変更する際に、ブランディングを行っています。ドラマの物語とはいえ、前述の3条件をしっかりと満たしていますので、確認してみましょう。

- ①能力・意志がある：特殊ネジはもちろん、金属部品の製造にも引き続き力を入れていきたい。ゆくゆくは、飛行機にうちの部品を載せたい。(社長の強い思い)
- ②社会・顧客ニーズに対応している：特殊ネジの需要増加
- ③他との違いがある：(他社が不可能だった) どんな特殊なネジも作れる技術力

いかがでしょうか?そして、2代目社長は「**小さなネジの、大きな夢。**」というスローガンを設定し、従業員もその思いを理解して、その後の経営危機も一丸となって乗り越えていきます。

5. まとめ

「ブランド」とは、プロモーションの一部だった高級品や一流品を示す用語とは限らず、**企業の資産**という考え方になっています。そのため、ブランディング (=ブランドを創ること) は大きな会社だけができることではなく、3条件(①能力・意志がある、②社会・顧客ニーズに対応している、③他との違いがある)を満たせば、どんな企業でもブランディングできます。

これを機会に、**皆さまの企業もブランディングして、自社のファンを増やしませんか?**

※参考文献：「超実践!ブランドマネジメント入門」、上條憲二、株式会社ディスカバー・トゥエンティワン

中小企業を融資で応援！

川崎市では、中小企業者に各種資金を長期・固定金利で融資する中小企業融資制度を設けています。中小企業融資制度は、市が市信用保証協会、取扱金融機関と協調して行っている融資制度です。融資制度の特徴は次の3点です。

- ① 多くの制度で固定金利を利用可能
- ② 返済期間を長期に設定
- ③ 市が市信用保証協会の保証料を補助して利用者の負担を軽減(一部制度を除く)

※利用には諸条件がありますのでお問い合わせください。

※融資のお申し込みは取扱金融機関となります。

資金繰りの安定化を図りたい方(短期継続資金) **NEW!!**

事業に必要な運転資金を借り入れ、資金繰りの安定化を図れます。

【対象者】

1. 法人の場合

川崎市内に本店または事業所を有し、次の(1)から(5)のすべてに該当するもの。

2. 個人事業主の場合

川崎市内に住所または事業所を有し、次の(1)から(5)のすべてに該当するもの。

- (1) 1期以上の決算(確定申告を含む)を行っていること。
- (2) 保証申込時点で1年以上の与信取引があること。
- (3) 既存債務の返済条件緩和が行われていないこと。
- (4) 直近の決算において債務超過となっていないこと。
- (5) 川崎市信用保証協会の保証付き短期継続融資を並行して利用していないこと。

【メリット】

- ① 「かわさきSDGsパートナー」制度において認証(ゴールドパートナー)を取得した事業者には保証料1/2補助します。
- ② 利用限度額5,000万円 運転資金 1年以内、一括返済により、月々の返済負担がありません。
- ③ 継続利用回数制限なしです。

金融機関の伴走により経営改善をサポートします！(川崎市伴走支援型経営改善資金)

川崎市では新型コロナウイルス感染症や原油高・資源高等の影響により経営にお困りの中小企業者の皆さまへ金融機関の伴走により経営改善をサポートします！(詳しくは市ホームページで)

【対象者】 ◇一般保証：売上要件を満たすもの。

◇セーフティネット保証：中小企業信用保険法の認定を受けていること。

【メリット】 国補助後の信用保証料率を市がセーフティネット枠50%、一般保証枠20%補助します。

- ① 無利子・無担保融資も借換対応 100%保証分は100%保証で借換可能です。
- ② 売上高要件緩和(▲15%→5%) 売上高総利益率・売上高営業利益率でも売上要件をみることが可能です。
- ③ セーフティネット保証もあります。

※「令和5年度川崎市中小企業融資制度一覧表」は次ページ(P7)をご覧ください。

【問合せ】川崎市経済労働局経営支援部金融課

川崎市幸区堀川町66-20 川崎市産業振興会館5階
電話 044-544-1846、1847 FAX 044-544-3263

川崎市経済労働局経営支援部中小企業溝口事務所
川崎市高津区溝口1-6-10 てくのかわさき3階
電話 044-812-1112、1113 FAX 044-812-2075



【市ホームページ】

【令和5年度川崎市中小企業融資制度 一覧表】

制度名	融資限度額	融資利率	信用保証料率	資金使途・期間	
振興資金★	中小企業者2億円 協同組合等4億円	(短期) 1年以内 年1.5%以内 (長期) 1年超5年以内 年2.0%以内 5年超7年以内 年2.3%以内 7年超 年2.5%以内 または制度所定変動金利 ※2	年0.450%~1.900%	(短期) 運転資金・設備資金 1年以内 (据置6か月以内を含む) (長期) 運転資金 7年以内 (据置1年以内を含む) 設備資金 10年以内 (据置1年以内を含む)	
		5年以内 年1.8%以内 5年超10年以内 年2.0%以内 10年超 年2.4%以内 または制度所定変動金利 ※2	年0.025%~0.750% (市信用保証協会0.2%引き下げ含む)	設備資金 15年以内 (据置1年以内を含む)	
	3,000万円	年1.6%以内	年0.225%~0.950%	運転資金：7年以内 (据置2年以内を含む。) 設備資金：10年以内 (据置2年以内を含む。) 令和6年3月31日	
	NEW! 短期継続資金★	5,000万円	金融機関所定金利	年0.450%~1.900%	運転資金：1年以内
小規模事業資金	小規模事業資金★	3,500万円	3年以内 年1.8%以内 3年超5年以内 年2.0%以内 5年超 年2.1%以内	年0.383%~1.710%	運転資金・設備資金 8年以内 (据置1年以内を含む)
	短期サポート型★	2,000万円	年1.2%以内	年0.225%~0.950%	運転資金・設備資金 1年以内 (据置6か月以内を含む)
	小口サポート型★	2,000万円	年1.4%以内		運転資金・設備資金 5年以内 (据置1年以内を含む)
	ニ	300万円	年1.3%以内	運転資金 4年以内 (据置6か月以内を含む)	
小規模事業資金★・△	2,000万円	3年以内 年1.6%以内 3年超5年以内 年1.8%以内 5年超8年以内 年1.9%以内 8年超 年2.0%以内	年0.450%~1.100%	運転資金・設備資金 10年以内 (据置1年以内を含む)	
経営安定資金	不況対策資金(5年型)	3,000万円	年1.5%以内	年0.450%~0.950%	運転資金・設備資金 5年以内 (据置1年以内を含む)
	不況対策資金(10年型)	8,000万円	年1.7%以内	年0.383%~0.950%	運転資金・設備資金 10年以内 (据置1年以内を含む)
	危機対策資金	2億8,000万円	年1.7%以内	年0.400%	運転資金・設備資金 10年以内 (据置2年以内を含む)
	災害対策資金	8,000万円	年1.7%以内	年0.450%~0.950%	運転資金・設備資金 10年以内 (据置1年以内を含む)
	激甚災害対策資金	2億8,000万円		年0.450%	
	伴走支援型 経営改善資金	1億円	1年以内 年0.9%以内 3年以内 年1.2%以内 5年以内 年1.4%以内 5年超 年1.6%以内	0.16~0.92% (一般保証) 0.1% (セーフティネット保証)	運転資金・設備資金 10年以内 (据置5年以内を含む)
借金	借換支援資金	2億8,000万円	年1.8%以内	年0.450%~1.900%	運転資金 10年以内 (据置1年以内を含む)
	条件変更改善型 借換資金		10年以内 年1.8%以内 10年超 年2.3%以内		運転資金 15年以内 (据置1年以内を含む) 新規融資を含む場合、据置は2年以内
	企業再建資金	2億8,000万円	年2.5%以内	年0.225%~1.100%	運転資金・設備資金 10年以内 (据置1年以内を含む)
	経営改善サポート型 企業再建資金		10年以内 年2.0%以内 10年超 年2.5%以内	年0.340%または0.400%	運転資金・設備資金 15年以内 (据置1年以内を含む)
産業立地促進資金	運転資金 2億8,000万円 設備資金 20億円	運転資金 年2.0%以内 設備資金 年2.1%以内 新川崎A地区・豊町3丁目地区への 進出の場合は、運転資金・設備資金 ともに 年1.9%以内	保証付きの場合 年0.450%~1.900%	運転資金 7年以内 (据置1年以内を含む) 設備資金 15年以内 (据置1年以内を含む)	
	企業立地促進資金	2億8,000万円	年1.9%以内	年0.225%~0.950%	運転資金 7年以内 (据置1年以内を含む) 設備資金 10年以内 (据置1年以内を含む)
創業支援資金	アリーステージ 対応資金△	3,500万円	年1.9%以内 または制度所定変動金利 ※2	年0.0% (市信用保証協会0.3%引き下げ含む)	運転資金 7年以内 (据置1年以内を含む) 設備資金 10年以内 (据置1年以内を含む)
	女性・若者・シニア 起業家支援資金△		年1.8%以内 または制度所定変動金利 ※2	年0.0% (市信用保証協会0.3%引き下げ含む)	
	スタートアップ 創出促進資金	3,500万円	年1.9%以内 または制度所定変動金利 ※2	年0.50%	運転資金 10年以内 (据置1年以内を含む) 設備資金 10年以内 (据置1年以内を含む)
	新製品開発・ 新分野進出支援資金	3,000万円	年2.1%以内 市補助金の交付決定を受けた場合は 年2.0%以内	年0.450%~0.800%	運転資金 7年以内 (据置1年以内を含む) 設備資金 10年以内 (据置1年以内を含む)
流動資産担保資金	2億5,000万円	年1.9%以内	年0.340%		
事業承継特別保証資金	2億8,000万円	年1.6%以内	年0.000%~0.950%	借換資金 10年以内 (据置1年以内を含む)	

※1 ★印の資金については、「SDGs取組支援資金」の取扱いが可能です。

※2 変動金利の「短プラ」とは、金融機関が1年以内の融資をする際の最優遇金利等で、金融機関によって異なります。

※3 特定非営利活動法人(NPO法人)の方が利用できない資金は、(△)印で示してあります。

多様な人材の働きやすい環境づくり支援を受けて

外国人材や高齢者、障害者などを雇用するためには、その人材に合った労働条件や就業規則など、さまざまな環境整備が重要になってきます。川崎市では、「多様な人材の働きやすい環境づくり支援事業」として、専門家が市内企業の方々に対して、多様な人材の雇用（採用）、業務に必要な手続きやトラブル対処法について、多様な人材が働きやすい職場環境を整備するための支援を行いました。実際に5回の専門家派遣を行った事業所にお話を伺いました！！

有限会社 トワダ



1977年の創業以来46年、「精密板金加工」と「パイプ加工・銀ロウ付け」のエキスパート企業として日本の「もの作り」技術の向上に貢献しています。

代表者：代表取締役 阿部 早苗
所在地：川崎市高津区下野毛3-8-6
従業員：5人（含パート）



社員が働きやすい会社を目指し、より良い「モノづくり」、より優れた「トワダ品質」へ

平成2年から変更していなかった就業規則と賃金規程を見直しました！！

多様な人材が働いています！

高校卒業後
来日したベトナム出身の正社員が活躍しています！



ゲンバ男子

トワダー筋！
72歳の板金加工のプロが経験を活かし、技術を若手に伝承しています。



専門家「佐川先生」からひとこと



社会保険・労働関連法は法改正が多いため定期的に見直す必要があります。

会社の現状を確認し、就業規則や賃金規程を改定することが、より良い労働環境の構築となります。

INTERVIEW

働きやすい職場環境とは



代表取締役 阿部さま

今回の支援を通して、労働条件の見直しと明文化を行うことができました。なかなか着手することができていなかったのが良かったと思います。

変化していく世の中に対応していくために、誰もが働きやすい職場が必要です。今回の見直しが従業員にとってより働きやすい環境につながればよいと思います。現在求人中ですが、新しく採用する人にとっても、より良い環境を提供し、会社もさらに発展していければ、と考えています。

生活資金貸付のお知らせ

川崎市勤労者生活資金貸付制度

申込資格（①～③のいずれかに該当する方）

- ① 市内に1年以上在住し、同一事業所に引き続き1年以上勤務している勤労者
 - ② 市内の同一事業所に引き続き1年以上勤務している勤労者
 - ③ 3年以上前から、引き続き同一事業を行い、労働者を使用しないで事業を行うことを常態とする市内在住者（確定申告を3年間行っている方）
- ※③に該当しない事業主及び公務員は除きます。
 ※返済能力等について中央労働金庫の審査があります。

使 途

- ① 本人または親族の冠婚葬祭費
 - ② 本人または同居家族の医療費
 - ③ 子どもの高校・大学等の教育費
 - ④ 耐久消費財の購入費
 - ⑤ 旅行・余暇活動等の費用
 - ⑥ 自己研修及び職業能力開発に要する費用
 - ⑦ 育児・介護休業に要する費用
 - ⑧ 住宅の増改築・修繕費用
 - ⑨ 賃金の遅配・欠配時の生活費用
 - ⑩ その他（自動車等）
- ※借入金の借り換え（③を除く）及び事業資金には利用できません。
 ※④及び⑤は年収700万円以上の方はご利用いただけません。

貸 付 額

10万円～200万円（1万円単位）
 ※自動車購入費を含む耐久消費財の購入費、旅行・余暇活動等の費用：10万円～100万円（1万円単位）
 ※子どもの高校・大学等の教育費、住宅の増改築・修繕費用、福祉車両購入費用：10万円～300万円（1万円単位）

返 済 期 間

5年以内
 ※子どもの高校・大学等の教育費、住宅の増改築・修繕費用、福祉車両購入費用：10年以内

返 済 方 法

元利均等割賦返済

貸 付 金 利

年2.0%
 { 子どもの高校・大学等の教育費：年1.7% 育児・介護休業に要する費用：年1.0%
 住宅の増改築・修繕費用：年1.4% 賃金の遅配・欠配時の生活費用：年1.1% }
 ※別に保証料がかかります。
 ※半年ごとに金利の見直しを行います。

そ の 他

申し込み多数により貸付総額に達した場合は、貸付を停止します。

【問合せ・ご相談】 中央労働金庫 市内各支店

川崎支店 044-244-8331

川崎南支店 044-277-8211

中原支店 044-733-0161

新百合丘出張所 044-989-1111

【所管】 川崎市経済労働局労働雇用部 044-200-2271



かわさきアジアンフェスタ開催



川崎駅周辺の商店街・商業施設などでアジアの食などが楽しめる「かわさき アジアンフェスタ」を2日間、開催します。タイ、中国、インドなどの食が楽しめるアジア屋台村や抽選で豪華プレゼントが当たるスタンプラリーなど、多彩なイベントを実施しますので、ぜひお越しください。「音楽のまち・かわさき アジア交流音楽祭」も同時開催します。

4月^{'23} 29・30
土祝 日



【問合せ】川崎市経済労働局観光・地域活力推進部 かわさきアジアンフェスタ実行委員会
電話 044-200-2352

【同時開催】音楽のまち・かわさき アジア交流音楽祭

川崎駅周辺で、アジア各国の音楽や踊り、地元で活躍中のミュージシャンによるフリーライブを開催します。



アトレ川崎ツバキひろば、川崎駅東口駅前広場、川崎競輪場、川崎市役所第3庁舎広場、川崎ルフロン、かわしんふれあい広場、銀座街ダイス駐輪場入口横、銀柳街入口



音楽のまち・かわさき
アジア交流音楽祭2023

【問合せ】「音楽のまち・かわさき」推進協議会 アジア交流音楽祭実行委員会 電話 044-544-9641

広告

お困りごとはありませんか？
弁護士があなたの会社をサポートします！

相談予約
フォーム
はこちら



<https://koyama-law.jp/contact/>



- 契約書って作らなきゃだめ？
- 辞めた社員に残業代請求された！
- 将来のために後継者を探したい！

そのほか経営に関するお悩みもご相談ください！

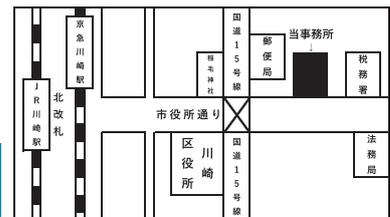
本広告をご覧いただいた方限定で
15分間無料の電話相談をいたします！
ご予約の際「かわさき労働情報を見た」とお伝えください

お電話はこちら↓

TEL 044-244-3981

〒210-0002
川崎市川崎区榎町1-8
ニッコービル3F

川崎区役所から
歩道橋を渡ってすぐ！



弁護士7名在籍・創業24年の信頼と実績

小山法律事務所

代表弁護士・公認会計士 小山治郎

労働相談等のお知らせ

 秘密厳守
相談無料

●弁護士労働相談 <事前予約制>

解雇、賃金不払い、長時間労働、セクハラ・パワハラ、損害賠償、新型コロナウイルス感染症等の労働問題に関連する高度な法律問題について専門の弁護士が相談に応じます。電話にてご予約ください。

日時 令和5年4月25日(火) 13時30分～16時30分(1人40分以内)
原則、毎月第4火曜日(平日のみ)

会場 かながわ労働センター川崎支所 主催 神奈川県/川崎市

●夜間労働相談 <事前予約制>

日中の相談が困難な方のために、職員が相談に応じます。電話にてご予約ください。

日時 令和5年4月20日(木) 17時15分～19時30分(1人40分以内)
原則、毎月第3木曜日(平日のみ)

会場 かながわ労働センター川崎支所 主催 神奈川県/川崎市

●ワーキングマザー両立応援カウンセリング <事前予約制・電話相談可>

仕事と育児を両立する自信が持てない、今後のキャリアについて考えたいなど、働くママ、プレママの悩みを、専門の女性カウンセラーに相談できます。電話にてご予約ください。

※0歳から6歳(就学前)までのお子さまをカウンセリング中にお預かりします。(無料)
相談希望日の1週間前までにお申し込みください。

日時 令和5年4月15日(土) 12時～16時(1人50分以内)

会場 かながわ労働センター川崎支所 主催 神奈川県


【問合せ・予約先】

かながわ労働センター川崎支所 電話 044-833-3141

会場：川崎市高津区溝口 1-6-12 リンクス溝の口1階 (JR 武蔵溝ノ口駅、東急溝の口駅から徒歩5分)

**川崎市商工業優良組合役員表彰及び
川崎市商工業従業員永年勤続者表彰のご案内**

川崎市では、業績が優良な組合の役員としてその指導育成に尽力した功労者及び市内事業所に永年にわたり勤務し、功績顕著な従業員の市長表彰式を、令和5年7月12日(水)(予定)、川崎市産業振興会館にて行います。表彰の対象となる組合員及び従業員の推薦を次のとおり受け付けますので、該当する組合及び団体からの推薦をお待ちしています。

【優良組合役員表彰】

- 市内に主たる事務所を有する事業協同組合、商店街振興組合等のうち、優良な組合等の役員
- 役員歴10年以上の役員

【従業員永年勤続者表彰】 ※原則として対象業種の団体に属していること

- 市内同一事業所に在勤している中小企業基本法第2条に定める中小企業者の従業員
- 商業・サービス業・情報通信業：勤続15年以上
- 建設業・運輸業・工業：勤続20年以上

◆推薦期間 令和5年4月上旬～5月上旬(予定)

*過去に表彰された方は対象外となりますので、ご了承ください。

*応募等に関する詳細は、4月上旬に川崎市ホームページにて公開いたします。

【問合せ】 川崎市経済労働局経営支援部経営支援課

電話 044-200-2326 FAX 044-200-3920 メール 28keiei@city.kawasaki.jp

このコーナーでは雇用主や勤労者・求職者へのお役立ち情報をトピックスとしてご紹介いたします。

月 60 時間を超える時間外労働の割増賃金率が引き上げられます

■改正のポイント(令和 5 年 4 月 1 日～)



中小企業の月 60 時間を超える時間外労働に対する**割増賃金率が 50%**になります。

【2023.3.31 まで】

月 60 時間超の残業割増賃金率		
大企業:50%(2010.4~適用)		
中小企業:25%		
	1か月の時間外労働 1日8時間・1週 40 時間を超える労働時間	
	60 時間以下	60 時間超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	25%

【2023.4.1から】

月 60 時間超の残業割増賃金率		
大企業:50%		
中小企業:50%(割増賃金率引き上げ)		
	1か月の時間外労働 1日8時間・1週 40 時間を超える労働時間	
	60 時間以下	60 時間超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	50%

※中小企業に該当するかは、①または②を満たすかどうかで企業単位で判断されます。

業種	①資本金の額または出資の総額	②常時使用する労働者数
小売業	5,000 万円以下	50 人以下
サービス業	5,000 万円以下	100 人以下
卸売業	1億円以下	100 人以下
上記以外のその他業種	3億円以下	300 人以下

■深夜・休日労働の取扱い

月 60 時間を超える法定時間外労働に対しては、使用者は 50%以上の率で計算した割増賃金を支払わなければなりません。

深夜労働との関係

月 60 時間を超える時間外労働を深夜(22 時～5 時)の時間帯に行わせる場合、**深夜割増賃金率 25%+時間外割増賃金率 50%=70%**となります。



休日労働との関係

月 60 時間の時間外労働時間の算定には、法定休日に行った労働時間は含まれませんが、それ以外の休日に行った労働時間は含まれます。**※法定休日労働の割増賃金率は 35%です。**

■代替休暇

月 60 時間を超える法定時間外労働を行った労働者の健康を確保するため引き上げ分の割増賃金の支払いの代わりに有給の休暇(代替休暇)を付与することができます。

■就業規則の変更

割増賃金率の引き上げに合わせて、**就業規則の変更が必要**となる場合があります。
※「モデル就業規則」も参考にしてください。



▲厚生労働省 HP
(モデル就業規則について)

【相談窓口のご案内】

労働条件相談ホットライン 電話 0120-811-610
(平日 17 時～22 時、土日・祝日 9 時～21 時 ※12 月 29 日～1 月 3 日は除く)



▲労働条件相談ホットライン HP

県立東部総合職業技術校（かなテクカレッジ東部）からのお知らせ

……+*+*+*+*+*+* スキルアップセミナーの実施について *+*+*+*+*……

かなテクカレッジ東部では、今の仕事を充実させるため、また新しい分野の仕事に取り組むために、主に在職者の方を対象としたスキルアップセミナー（講習会）を実施しています。

受講を希望される方は、「往復はがき」または「インターネット（電子申請）」でお申し込みください。このほかのセミナーや詳しい申込み方法などは、同校で配布しているスキルアップセミナーガイド、またはホームページ（<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/j3c/index.html>）をご覧ください。

東部校

検索

No.	セミナー名	定員	日程	申込期限	受講料
1307	[New]リスキリング(建築設備)	5	6/2(金),9(金),16(金),23(金), 7/7(金),14(金),21(金),28(金), 8/4(金),25(金)	4/28(金)	10,000円 要テキスト
0738	電気設備メンテナンスの基礎	10	6/2(金),9(金)	4/28(金)	2,000円
0123	[Renew]初学者のための機械製図入門	10	6/6(火),13(火)	5/2(火)	2,000円 要テキスト
1301	[New]リスキリング(機械製図)	5	6/6(火),13(火),20(火),27(火), 7/4(火),11(火),25(火), 8/1(火), 10/24(火),31(火), 11/14(火),21(火),28(火), 12/5(火),12(火),19(火)	5/2(火)	16,000円 要テキスト
0001	ものづくり継承塾「普通旋盤」	5	6/7(水),14(水),21(水),28(水), 7/5(水),12(水),19(水),26(水)	5/8(月)	8,000円
0003	ものづくり継承塾「フライス盤」	5			
0005	ものづくり継承塾「機械組立仕上げ」	5			
0006	ものづくり継承塾「ティグ溶接」	5	6/7(水),14(水),21(水),28(水), 7/5(水),12(水)	5/8(月)	6,000円
0009	ものづくり継承塾「造園」	5			
0110	測定器の使い方	15	6/12(月),13(火)	5/8(月)	2,000円
0704	フリーソフトを使用した建築CAD入門 STEP2(平面図作図)	10	6/7(水),14(水)	5/8(月)	2,000円
0910	調理員ステップアップ講座	10	6/12(月),19(月)	5/8(月)	2,000円 要テキスト

*[New]は新規講座 * [Renew]は内容を変更した講座 * 時間はいずれも 8 時 50 分から 16 時 10 分まで

【問合せ】 東部総合職業技術校 〒230-0034 横浜市鶴見区寛政町 28-2 電話 045-504-3101

市内労働団体の活動を紹介

労働団体
活動
レポート

JFE スチール京浜労働組合(川崎区)が募金を寄附

令和5年2月15日に、JFE スチール京浜労働組合（川崎区）の渡部執行委員長らが市役所を訪れ、「地域福祉の振興のために」との趣旨で組合員から募った募金20万円を寄附しました。JFE スチール京浜労働組合は、昭和51年から継続的に市への寄附を続けており、今年で47回目、総額は745万円になります。市長は感謝の意を表して感謝状を贈呈するとともに、当寄附が活用されている健康福寿プロジェクトやその他川崎市の施策などについて懇談しました。



主要労働経済指標

令和5年4月

I-1 労働市場（神奈川県、川崎市）

* 1月の神奈川県内の有効求人倍率は、0.92倍で前年同月に比べ0.15ポイント上回りました。

* 1月の川崎市内の有効求人倍率は、0.93倍で前年同月と比べ0.2ポイント上回りました。

年月	項目	有効求人数 (a)				有効求職者数 (b)				有効求人倍率 (a / b)			
		川崎	川崎北	川崎計	県	川崎	川崎北	川崎計	県	川崎	川崎北	川崎計	県
令和1年度平均		9,732	6,898	16,630	106,428	6,206	11,340	17,546	92,261	1.57	0.61	0.95	1.15
令和2年度平均		8,313	5,700	14,013	83,457	7,128	12,729	19,857	103,768	1.17	0.45	0.71	0.80
令和3年度平均		8,517	6,279	14,796	89,478	8,112	13,502	21,614	112,132	1.05	0.47	0.68	0.80
令和4年	8月	9,325	7,493	16,818	97,222	7,774	12,993	20,767	109,819	1.20	0.58	0.81	0.92
	9月	9,534	7,604	17,138	97,326	7,683	12,933	20,616	109,100	1.24	0.59	0.83	0.92
	10月	10,085	7,653	17,738	99,653	7,699	12,809	20,508	108,598	1.31	0.60	0.86	0.91
	11月	9,934	7,453	17,387	99,827	7,531	12,410	19,941	105,586	1.32	0.60	0.87	0.91
	12月	9,682	7,464	17,146	99,879	7,064	11,149	18,213	98,968	1.37	0.67	0.94	0.91
令和5年	1月	9,644	7,324	16,968	99,155	7,135	11,060	18,195	100,031	1.35	0.66	0.93	0.92
資料出所		川崎・川崎北公共職業安定所「統計月報」、神奈川県労働局職業安定部「労働市場月報」											

(注)労働市場は新規学卒者を除き、パートタイマーを含んだ数値で、県有効求人倍率の月別、及び年度平均は季節調整値である。

(※神奈川県労働局では毎年、新季節指数を適用し前年度の数値を一部改訂しています。)

また、南部（川崎公共職業安定所）の数値には川崎区・幸区のほかに、横浜市鶴見区分を含んでいます。

I-2 労働市場（全国）

* 1月の完全失業者数は164万人、完全失業率は2.4%となりました。一方、有効求人倍率は1.35倍で、前年同月に比べ0.15ポイント上回りました。

年月	項目	完全失業者（全国）		完全失業率 (%)	有効求人倍率
		万人	前年比	全国	全国
令和2年平均		191	18.0	2.8	1.19
令和3年平均		193	1.0	2.8	1.13
令和4年平均		179	-7.2	2.6	1.28
令和4年	8月	177	-17.0	2.5	1.32
	9月	187	-7.0	2.6	1.34
	10月	178	-6.0	2.6	1.35
	11月	165	-18.0	2.5	1.35
	12月	158	-15.0	2.5	1.35
令和5年	1月	164	-21.0	2.4	1.35
資料出所		総務省統計局「労働力調査」厚生労働省「一般職業紹介状況」			

(注)全国の完全失業者、有効求人倍率の月別、及び年平均は季節調整値。ただし、完全失業者数は月別、年平均ともに原数値。

II 業種別労働災害発生状況

* 令和5年1月の労働災害発生状況は、前年比5件増の44件となりました。

業種	区分	当年累計	前年同期累計	前年同期対比	
				件数	前年比(%)
製造業		6 (0)	4 (0)	2	50.0
建設業		4 (0)	1 (0)	3	300.0
運輸業		7 (0)	8 (0)	-1	-12.5
その他		27 (0)	26 (0)	1	3.8
総計		44 (0)	39 (0)	5	12.8
資料出所		神奈川県労働局(川崎南・川崎北労働基準監督署)			

(注)件数は休業4日以上の死傷、(数字)は死亡者数。死亡件数は把握時、休業件数は死傷病報告により集計。

III 関連指標（全国、神奈川県、川崎市）

* 1月の川崎市消費者物価指数は、103.7となり、前年同月に比べ3.8ポイント上回りました。

年月	項目	常用労働者賃金(円)		総実労働時間数(時間)		所定外労働時間(時間)		消費者物価指数			鉱工業生産指数		倒産状況			
		県	全国	県	全国	県	全国	川崎市	前年比	全国	前年比	県	全国	川崎市	県	全国
令和2年平均		373,454	365,170	135.0	140.4	10.7	10.8	100.0	0.0	100.0	0.0	83.9	90.6	5	37	648
令和3年平均		370,372	368,450	136.5	142.3	11.4	11.6	99.4	-0.6	99.8	-0.2	92.6	95.6	4	30	503
令和4年平均		367,534	380,248	137.2	143.3	11.6	12.2	101.5	2.1	102.3	2.5	94.6	95.7	5	34	536
令和4年	8月	305,149	313,414	131.7	139.1	10.5	11.3	101.9	2.7	102.7	3.0	105.4	100.2	7	51	492
	9月	301,959	314,098	138.2	144.0	11.5	12.2	102.1	2.7	103.1	3.0	97.0	98.5	5	38	599
	10月	301,739	321,841	138.1	144.5	12.4	12.6	102.7	3.4	103.7	3.8	98.8	95.3	5	28	596
	11月	315,769	328,417	140.6	146.0	13.0	12.6	102.9	3.5	103.9	3.8	97.2	95.5	5	33	581
	12月	681,294	702,042	139.2	144.2	12.8	12.6	103.1	3.5	104.1	4.0	P97.3	95.8	4	46	606
令和5年	1月		P315,917		P135.3		P11.8	103.7	3.8	104.7	4.4		P91.4	4	32	570
資料出所		県:統計センター「毎月勤労統計地方調査」 全国:厚生労働省「毎月勤労統計調査」					全国・市:総務省統計局「消費者物価指数」			県:統計センター「工業生産指数月報」 全国:経済産業省「鉱工業生産動向」		市、県:金融課「神奈川県内企業倒産整理状況」 全国:東京商工リサーチ「企業倒産状況」				

(注1)鉱工業生産指数は平成27年を100とする。月別は季節調整値で、年平均は原指数である。また、県数値は製造工業の数値である。

(注2)消費者物価指数は令和2年を100とする。

(注3)倒産状況は負債総額1,000万円以上の件数で、年平均は合計件数とする。

主要労働経済指標の数値について

過去の数値については、新季節調整値による有効求人倍率の遡及変更など、後に変更や訂正が入ることがありますので、資料出所のホームページ等をご確認くださいようお願いいたします。

労働相談

Q

&

A

高齢社会といわれる中で、定年後に公的年金だけで生活できる人は限られています。体力が低下している高齢者にとっても、安全・安心に働ける職場をつくることは、重要な課題です。関連する相談事例を3例ご紹介します。

Q

製造業で働いてきた58歳の男性です。先日社長から、うちの会社の定年は60歳だからと言われました。法律では定年は65歳にしなければならないし、それをさらに70歳まで引き上げなければならないと聞きました。60歳定年は違法ではないのでしょうか。

A

「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」（高齢者雇用安定法）では、「定年は60歳を下回ることはできない」（同法第9条）とされているため、60歳定年も法的には違法ではありません。ただし、65歳までの安定した雇用を確保するために「65歳までの定年の引き上げ」「65歳までの継続雇用制度」「定年の廃止」のいずれかの措置を実施する義務があります（同法第9条）。さらに、令和3年からは、定年を65歳から70歳未満に定めている場合に「70歳までの定年の引き上げ」、「70歳までの継続雇用制度」、「定年の廃止」などの措置を講じるように努めなければならないことになりました。

つまり、社長が60歳定年をあくまでも維持する方針であれば、継続雇用制度の具体的な内容を確認してみることをお勧めします。

Q

私が勤めている会社には、定年後の継続雇用制度があります。会社からは、人手不足なので残ってほしいと言われていて。ただ、さすがに今までと同じように仕事をするのは身体的に容易ではないので、もう少し楽な仕事をしたいと申し出たところ、今までとは全く異なる部署に異動となりそうで、とても不安です。余計なことは言わない方がよかったですでしょうか。

A

厚生労働省の「高齢者就業確保措置の実施及び運用に関する指針」では、留意事項として、「高齢者が従前と異なる業務等に従事する場合には、必要に応じて新たに従事する業務に関する研修、教育または訓練等を事前に実施することが望ましい」とされています。もちろん今までと同じような仕事でも、配慮が必要なことは言うまでもありません。上記指針の留意事項にも、「『高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン』（エイジフレンドリーガイドライン）を参考に就業上の災害防止対策に積極的に取り組むよう努めること」とされています。詳しくは以下のサイトをご覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10178.html

Q

高齢者の労災が増えていると聞きました。単に高齢の労働者が増えただけなのではないのでしょうか。

A

雇用者全体に占める60歳以上の高齢者の占める割合は18.0%（令和2年）ですが、労働災害による休業4日以上死傷者数に占める60歳以上の高齢者の占める割合は26.6%に達しています。65歳～69歳の労働災害発生率は、30歳前後の最小値と比べると、男性で約2倍、女性で約4倍です。とりわけ高齢男性の墜落や転落災害、高齢女性では転倒災害の増加が目立っています。詳しくは以下のサイトをご覧ください。高齢者の労働災害については休業期間も長くなる傾向がありますので、一層の予防対策も必要です。2番目の回答で示した「エイジフレンドリーガイドライン」が非常に参考になります。

<令和3年 高齢労働者の労働災害発生状況>

<https://www.mhlw.go.jp/content/11302000/000943973.pdf>

特定非営利活動法人 神奈川労災職業病センター 相談案内

住 所 横浜市鶴見区豊岡町20-9 サンコーポ豊岡505

電 話 045-573-4289 F A X 045-575-1948

メールアドレス info@koshc.org ホームページ <https://koshc.org/>

相談日時 月～金曜 10時～18時 土曜 10時～12時

※面接希望の場合は要予約。無料。秘密厳守です。

編集後記

新年度になりました。あっという間に1年が過ぎて、年を経るごとに1年間の経過が早く感じております。我が家では、昨年夏に次男が誕生し、以降生活が一変しました。それにより長男にもストレスを与えてしまっているなと感じつつ、どうしても次男優先になってしまうもどかしさを感じながら過ごしています。そんな長男ですが、徐々に次男のお世話に目覚め始め、今では親よりも子供をあやすのが上手になってきています。そういう際に全力でエネルギーを発揮できるのが子供のすごいところだと思います。来年の今頃には小学校入学ということで、にわかには信じられませんが、今後の成長を楽しみにしたいと思います。

～あなたの素晴らしい技術・技能は川崎市の財産です～



かわさきマイスター

川崎市内最高峰の匠

令和5年度「かわさきマイスター」を募集します！

川崎市では、極めて優れた技術・技能を発揮して、産業の発展や市民生活を支える「もの」を作り出す現役の技術・技能職者を「かわさきマイスター」として認定し、素晴らしい匠の技術の奨励・継承、後継者の育成に取り組んでいます。これまでに工業や衣・食・住など生活にかかわる、78職種119名の「かわさきマイスター」を認定しています。

自薦・他薦は問いませんので、長年技術・技能を研鑽されてきた方のご応募や、皆さまの身の回りにいらっしゃる素晴らしい技術・技能を持った職人の方々のご推薦をお待ちしています。

1. 応募期間（予定）

令和5年4月3日（月）～5月31日（水）【必着】

2. 応募条件（応募時点）

- (1) 市内に1年以上在住または在勤している現役の優れた技術・技能職者
- (2) 年齢40歳以上、応募職種に25年以上従事している方

3. 応募方法

所定の応募用紙にて郵送・持参

※応募用紙は川崎市HPからダウンロード、または下記【問合せ】にて配布・郵送

4. 選考の流れ

- (1) 選考・調査 6月下旬～9月下旬：候補者への現場訪問調査や選考委員会の開催
- (2) 発表 11月（予定）

5. 主な認定特典

- (1) 報奨金、認定証、記念品の授与
- (2) 各種広報誌・川崎市HPへの掲載、報道機関へのPRなど
- (3) 各種イベント（川崎市主催その他）への材料費などの出展支援

〈令和4年度 認定かわさきマイスター〉



【大浪 友和氏】
職種：金属へら絞り
有限会社相和シボリ工業
（高津区）



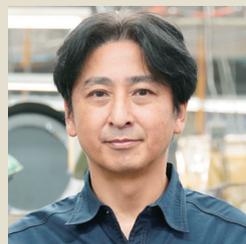
【田中 信司氏】
職種：食品サンプル
有限会社つかさサンプル
（宮前区）



【中村 新一氏】
職種：一般精密板金加工・
銅管パイプ加工・銀ロウ付け
有限会社トワダ
（高津区）



【前濱 政次氏】
職種：三線職人
前之浜三線工房
（多摩区）



【三田村 宏宣氏】
職種：精密研削加工
三田工機株式会社
（高津区）

【問合せ】川崎市経済労働局労働雇用部技能奨励担当
〒210-0007 川崎市川崎区駅前本町11-2 川崎フロンティアビル6階
電話 044-200-2242 FAX 044-200-3598
メール 28roudou@city.kawasaki.jp



詳しくは、[かわさきマイスター](#) 検索

かわさき 労働情報

Kawasaki Labor Information

第2148号 令和5年4月1日発行

編集・発行 川崎市経済労働局労働雇用部

〒210-0007 川崎市川崎区駅前本町11-2 川崎フロンティアビル6階
電話 044-200-3653（直通） FAX 044-200-3598
経済労働局労働雇用部メールアドレス 28roudou@city.kawasaki.jp

労働情報の発送につきましてはメール便でお送りしておりますので、郵便局への届出では転送することができません。そのため、転居先不明による返送が増えています。ご転居される際には、下記のFAX番号まで送信くださいますよう、お願い申し上げます。 FAX：044-200-3598